



令和8年2月16日
総合政策局 海洋政策課
海事局 海洋・環境政策課

船体付着生物管理のための新たな条約の策定に向けた検討が開始されました ～国際海事機関 第13回汚染防止・対応小委員会の開催結果～

令和8年2月9日～13日にかけて、国際海事機関（IMO）第13回汚染防止・対応小委員会（PPR 13）が開催されました。今次会合では、船体に付着した生物の越境移動を防止する新たな条約の策定に向けた検討が開始されました。また、アンモニアや水素を燃料とするエンジン普及に向けた環境整備の一環として、これらのエンジンに対応するためのNOx規制の改正が合意されました。

今次会合における主な審議結果は以下のとおりです。詳細は別紙をご覧ください。

1. 船体付着生物管理のための条約策定

●海洋生態系の保全の観点から、船体に付着した生物の越境移動を防止するため、新たな条約の策定に向けた検討が開始されました。2029年を目標として条約を策定するため、次回会合以降、予防的な付着防止方法、事後的な船体洗浄方法等を検討することとなりました。

2. 船舶からの排ガス規制強化

●アンモニアや水素を燃料とするエンジン普及に向けた環境整備の一環として、我が国が米国等とともに提案した、船用エンジンの窒素酸化物（NOx）規制におけるNOx放出量の算出方法が合意されました。今春に開催予定の第84回海洋環境保護委員会（MEPC 84）において、この合意を取り入れたNOx規制の改正が承認される見込みです。

●船舶からの北極圏海域でのブラックカーボン^{※1}排出対策として、同海域で使用可能な燃料について議論が行われました。我が国を含む複数の国は、液化天然ガス（LNG）等は使用可能な燃料として位置づけられるべきであると主張し、多くの国がこれを支持しました。次回会合以降、我が国の主張も踏まえて引き続き検討することとなりました。

※1 ブラックカーボンとは、ディーゼルエンジン排気ガス等に含まれるすす粒子であり、気候変動（温室効果）、雪氷の融解等の悪影響がある大気汚染物質

3. 船舶からの海洋プラスチック流出対策

●海上輸送されるプラスチックペレット^{※2}の事故時等における流出対策について検討が行われ、我が国は既存制度との整合性を確保するべきと主張しました。議論の結果、我が国の主張も踏まえ、新たな規程（コード）を策定することが合意されました。具体的な対策については、次回会合以降で引き続き検討することとなりました。

※2 プラスチック製品の原料となる小さな粒状のプラスチック素材

<問合せ先> 代表 03-5253-8111

海事局 海洋・環境政策課 宮崎、星野 総合政策局 海洋政策課 川邊、森

直通:03-5253-8118

直通:03-5253-8266

(内線:43-922、43-941)

(内線:24-362、24-376)



IMO 第 13 回汚染防止・対応小委員会 (PPR 13) 主な審議結果

1. 船体付着生物管理のための法的拘束力のある枠組み検討

【経緯】

IMOにおいては、海洋生態系の保全の観点から、船体に付着したフジツボ等の水生生物の越境移動を防止するために、非強制のガイドラインを策定するなどの取り組みを行ってきました。MEPC 80（2023年7月）では、「有害水生生物の移動を最小化するための船体付着生物の管理に関するガイドライン」が改正され、MEPC 83（2025年4月）において、「船体の水中洗浄に関するガイダンス」が策定されました。

また、MEPC 83（2025年4月）では、「船体付着生物管理のための法的拘束力のある枠組み」について、2029年中にIMOで採択することを目標として検討を進めることが合意されました。

【審議結果】

今次会合では、「船体付着生物管理のための法的拘束力のある枠組み」について、新たな条約の策定を含む法的な枠組みの候補、当該法的枠組みの策定に向けたアプローチの方法等について議論が行われました。我が国からは、新たな義務的要件を法的枠組みとして実施する方法として、新たな条約の策定と幾つかの既存条約の改正による方法が考えられることから、これらを比較検討し、既存条約の改正の場合は、早期の実施が可能となる一方で、導入すべき対策は既存条約の目的・適用範囲等によって制約される点等を紹介する文書をノルウェーとともに提案しました。

審議の結果、法的な枠組みについては、新たな条約を策定することが合意されました。また、具体的な対策については、次回会合以降、新たな枠組みが達成すべき最終的な目標を明確にした上で、詳細を検討していくことが合意されました。

今次会合の結果は、本年4～5月に開催予定の第84回海洋環境保護委員会(MEPC 84)に報告される予定です。また、次回会合までの間、通信部会(CG)を設置して具体的な対策の内容等について審議することが合意されました。

2. 非炭素系燃料エンジンの認証方法に係るNOxテクニカルコード(NTC)の改正

【経緯】

MEPC 83（2025年4月）において、NTCなどといったアンモニア、水素等の炭素成分を含まない燃料（非炭素含有燃料）に対応するため、従来の炭素バランス法の代替算出手法等を取り入れる新規作業計画を提案し、合意されました。

【審議結果】

今次会合では、重油等を前提とした従来の方法とは異なる新しい算出手法等を導入したNTCの改正案について、我が国は米国等と共に提案を行いました。中国は、改正案を支持しつつも、排ガス密度等のデフォルト値の必要性を主張しました。我が国は、中国の懸念点を踏まえ、関心国と連携し、修正案を提案しました。

審議の結果、我が国の提案をベースとしたNTCの改正案が合意されました。当該改正案は本年4～5月に開催予定のMEPC84にて承認される見込みです。

3. 国際海運によるブラックカーボン（BC）の排出削減

【経緯】

MEPC 62（2011年7月）において、国際海運からのBC排出による北極圏への影響緩和のための作業計画に合意し、MEPC 82（2024年10月）において、「国際海運からのBC排出による北極圏への影響を低減するための推奨目標ベースの対策に関するガイドライン」及び「排出データの収集、報告の推奨に関するガイドライン」が策定されました。

【審議結果】

今次会合では、BC排出削減対策として、北極圏海域で使用可能な「極地燃料」について審議が行われました。我が国は、液化天然ガス（LNG）等のガス燃料はBCの排出が少なく、同海域においても使用可能な燃料とすべきと主張しました。また、海運業界団体などから、メタノールやエタノール等の低引火点燃料も使用可能な燃料とすべきと主張しました。

今回の審議の結果、多くの国が我が国の主張を支持し、次回会合以降、我が国の主張も踏まえて、引き続き「極地燃料」について検討することとなりました。

4. 船舶からの海洋プラスチックごみ対策

近年の海洋プラスチックごみに対する国際的な環境問題としての関心の高まりを受け、IMOでは、2018年に策定された「船舶からの海洋プラスチックごみ削減に向けた行動計画」（以下「行動計画」）及び2021年に策定された「船舶からのプラスチックごみ対策戦略」（以下「戦略」）の下で、具体的な取り組みを推進しています。

（1）プラスチックペレットの海上輸送に伴う環境リスクの軽減

【経緯】

2021年5月にスリランカ沖で発生したコンテナ船によるプラスチックペレット流出事故を契機として、同物質の海上輸送に伴う環境へのリスクを軽減するための対策が議論されています。MEPC81（2024年3月）において、プラスチックペレットの製造者や海上輸送に関わる事業者に対し、梱包・情報通知・積付けについてプラスチックペレット流出対策の推奨措置をまとめた「貨物コンテナによるプラスチックペレットの海上輸送に関する勧告」が発出されました。

【審議結果】

今次会合では、プラスチックペレットの海上輸送に伴う環境リスクを軽減するための更なる対策として、条約改正による新たな規制の導入のため改正条約候補について検討が行われ、我が国は既存制度との整合性を確保するべきと主張しました。

審議の結果、我が国の主張も踏まえ、既存制度を歪曲させない候補として、新たな規程（コード）を策定することが合意されました。また、新たな規程を以下のいずれかの条約の下に位置付けるかの検討や「貨物コンテナによるプラスチックペレットの海上輸送に関する勧告」を踏まえた具体的な対策の検討については、次回会合以降で引き続き検討することとなりました。

- ・MARPOL 条約附属書Ⅲ
- ・SOLAS 条約
- ・MARPOL 条約及び SOLAS 条約の両方

（2）行動計画及び戦略の統合

【経緯】

行動計画は、IMO が海洋プラスチックごみ対策として検討すべき事項を取りまとめたものであり、MEPC83（2025 年 4 月）において改訂され、新たな行動計画は 2030 年が目標の期限となっています。IMO の加盟国は、当該行動計画の下、条約改正や通達の発出、関連する研究の実施・奨励などを通じて、船舶で発生するプラスチック廃棄物の適切な管理の促進、船舶起源のマイクロプラスチックの流出実態の調査等、海洋プラスチックごみ削減に取り組んでいます。

【審議結果】

今次会合では、行動計画及び戦略の統合が審議され、審議の結果、これらを統合することが合意されました。

5. アンモニア燃料船で生じるアンモニア混入水の適切な管理

【経緯】

MEPC83（2025 年 4 月）において、船舶の脱炭素化のためにアンモニア燃料船の普及が見込まれる一方、運航中に生じるアンモニア混入水の排水についての決まりがないことから、「アンモニア燃料船からのアンモニア排水管理に係るガイドライン」の策定のための作業計画が合意されました。

【審議結果】

今次会合では、我が国から、アンモニア燃料船の運航実態に即した排水管理につながるよう、アンモニア燃料船におけるアンモニア混入水の発生量は限定期であること等の技術的な知見を提供するとともに、ガイドラインの検討の方向性について、既存の船内で発生した不

要な油や有害液体物質の排出規制を定めた MARPOL 条約附属書 I 及び II の枠組みを踏まえ、排出手順や排出基準に加えて、緊急時等における例外的な取り扱いなどの検討も必要であることなどを提案しました。また、韓国等から通常運航時には条件付きの排出を許容するなどの提案がなされ、審議が行われました。

審議の結果、ガイドラインの詳細について、我が国の提案も踏まえて引き続き検討を行うことが合意されました。

6. 船舶の排出ガス洗浄装置（EGCS）からの排水規制

【経緯】

船舶の排出ガスに含まれる硫黄酸化物(SO_x)の大気への排出による健康被害を防ぐため、MARPOL 条約に基づき、船舶には低硫黄燃料油の使用又は EGCS の搭載が義務付けられています。

一部の国や地域では、EGCS によって排出ガスを処理した後に生じる排水(EGCS 排水)に関する独自の規制を導入しています。EGCS 排水の規制に係る統一的な判断基準が存在しなかつたことから、我が国が議論を主導し、MEPC 78 (2022 年 6 月)において、EGCS 排水の規制の導入の検討にあたっての指針となる「EGCS 排水の環境影響評価ガイドライン」が策定されています。

【審議結果】

今次会合では、欧州より、EGCS 排水に係る国際的な規制の枠組みとして、特別敏感海域※ (PSSA) を対象に、「EGCS 排水の環境影響評価ガイドライン」を考慮し、IMO における協議を経た上で規制可能とする提案が提出されました。環境団体などは、PSSA よりも広い範囲における EGCS 排水規制の必要性を主張した一方、船籍国や海運業界団体などは、欧州提案が PSSA の本来の目的と異なることに懸念を表明するとともに、同提案の再検討の必要性を主張しました。我が国は、「EGCS 排水の環境影響評価ガイドライン」に基づく評価の結果を踏まえ、EGCS 排水の規制が必要であると結論付けられた海域のみに規制を導入する枠組みが適切である点を強調し、欧州の提案を支持しました。

審議の結果、多様な見解が示されたことから、本会合においては結論を出さず、次回会合において引き続き検討することとなりました。

※特別敏感海域 (PSSA; Particularly Sensitive Sea Area)：船舶からの汚染を防止するため、拘束力を有する特別の措置をとることができる水域。IMO の決議に基づき指定。

7. 船用エンジンのNOx規制（試験方法の見直し等）

【経緯】

MEPC 82 (2024 年 10 月)において、実際の船舶運航と船舶エンジンの試験における NOx 放出の乖離やエンジン低負荷域における NOx 放出が過大であることが問題視され、「MARPOL 条約附属書 VI 及び NOx テクニカルコード (NTC) における NOx 排出要件の見直し」の検討を進めることが合意されました。

【審議結果】

今次会合では、主に「NOx 試験時における低負荷域における計測点の追加」、「船舶エンジンの船上監視方法、脱硝装置の故障時等における対応手順」について審議が行われ、特に低負荷時の NOx 排出への懸念に対し、我が国は技術的課題や温室効果ガスの増加などの悪影響があることを指摘し、効果的な対策に焦点を当てるべきであると主張しました。

審議の結果、見直しの検討項目については合意されたものの、具体的な見直し内容について意見が分かれました。今次会合の議論を踏まえて、次回以降の会合で更なる提案が招請されることとなりました。

8. ふん尿等の汚水処理装置の規制強化

【経緯】

MEPC 71（2017 年 7 月）において、型式承認を受けたふん尿等の汚水処理装置が就航後も適切に機能することを確保するため、MARPOL 条約附属書 IV 及び関連ガイドラインの包括的な見直しに関する作業計画が合意され、検討が行われてきました。

【審議結果】

今次会合では、汚水処理装置の運用面の改善対策として、汚水記録簿及び汚水管理計画の導入のための MARPOL 条約附属書 IV 及び関連ガイドライン改正案の審議が行われました。また、汚水処理装置の性能面の改善対策として、型式承認ガイドラインの改正について審議が行われました。

審議の結果、汚水記録簿及び汚水管理計画に係る改正案が合意されました。ただし、汚水管理計画に含まれる性能モニタリングに関する部分については、当該論点の今後の議論結果を踏まえて改めて検討を行うこととなりました。型式承認ガイドラインについては、性能モニタリングのための装置を汚水処理装置の一部として扱うことの要否などの論点について、通信部会において引き続き検討することとなりました。

9. 船舶からの油の排出規制（ビルジ汚染防止設備に係る改正）

【経緯】

MEPC79（2022 年 12 月）において、船舶機関室ビルジの汚染防止設備において、警報器（ビルジアラーム）を停止させる不適切運用が懸念され、船舶機関室ビルジの汚染防止設備に関するガイドラインを改正する作業計画が合意されました。

【審議結果】

今次会合では、ビルジアラームの改善に関する提案、装置の試験時における試験液体のアップデートに関する提案等について審議が行われました。

審議の結果、通信部会を設置してガイドラインの改正案を作成することとなりました。

10. 船舶からの油の排出規制（油性ビルジ水の強制蒸発等に係る改正）

【経緯】

MEPC 78（2022 年 6 月）において、油性ビルジ水の処理手段として強制蒸発を許容することが原則合意されました。この強制蒸発処理について MARPOL 条約附属書 I 及び関連ガイドラインへ反映させるための改正案が招請されていました。

【審議結果】

今次会合では、上記の原則合意に基づき、MARPOL 条約附属書 I 及び関連ガイドラインの改正案が審議され、最終化のための修正作業が行われました。

審議の結果、MARPOL 条約附属書 I において、油性ビルジ水貯留タンク及び油性ビルジ水サービスタンクに係る規定の新設、国際油汚染防止証書（IOPP 証書）追補への追記、油記録簿の作業コードの改正が合意され、また、関連ガイドラインにおいて、強制蒸発処理のための加熱装置に 105°C 以下の温度管理機能の追加、油記録簿の記載例の追加等が合意され、本年 4 ~ 5 月に開催予定の MEPC84 で承認するべく報告されることとなりました。

11. 船舶からの揮発性有機化合物（VOC）放出規制

【経緯】

「IMO GHG 初期削減戦略」における GHG 削減対策候補の一つとして、VOC 排出の対策強化が掲げられており、PPR 9（2022 年 4 月）以降、VOC 排出削減に係る議論が続いています。

【審議結果】

今次会合では、第 11 回船舶設備小委員会（SSE11）での負の影響は無いとされた検討結果の報告を受け、ノルウェーより新造原油タンカーに対する最低 0.20bar の開弁圧を持つ P/V バルブの装備を義務付けるための MARPOL 附属書 VI 改正案の提案がなされ、審議が行われました。

審議の結果、条約改正案が合意されました。当該改正案は本年 4 ~ 5 月に開催予定の MEPC84 にて承認される見込みです。

12. IMO環境関連条約の統一解釈

今次会合では、以下の 3 点について、IMO 環境関連条約の統一解釈が審議されました。

- ・ IBC コードにより貨物温度の監視が求められる場合、貨物の危険反応温度とともに貨物に添加される反応抑制剤の有効温度も考慮する統一解釈については、審議の結果、統一解釈ではなく IBC コードの改正により対応することが合意され、次回会合以降で引き続き検討することとなりました。
- ・ 船上焼却炉の型式承認試験における 600°C 要件については、審議の結果、実運航の船上検査の要件とは区別して扱うことを統一解釈として合意され、本年 4 ~ 5 月に開催予定の MEPC84 で承認するべく報告されることになりました。なお、船上検査

で更なる対応が必要な場合は、次回会合以降に改めて提案することが求められました。

- ・ノルウェー海排出規制海域及び北東大西洋排出規制海域の NOx 排出規制適用日を明確化する統一解釈については、審議の結果、統一解釈として合意され、本年 4～5 月に開催予定の MEPC84 で承認するべく報告されることとなりました。

以上